

障害福祉サービスなど

■ 障害福祉サービス等について

問い合わせ先

◆身体障害の方 ◆難病の方 ◆知的障害の方 ◆精神障害の方

障害相談第一係・第二係(電話：5662-0052・5662-0053)

／FAX：3656-5874)



❗ 障害児（18歳未満）の施設入所は江戸川区児童相談所（電話5678-1810）にご相談ください。

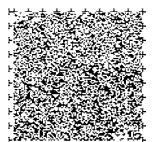
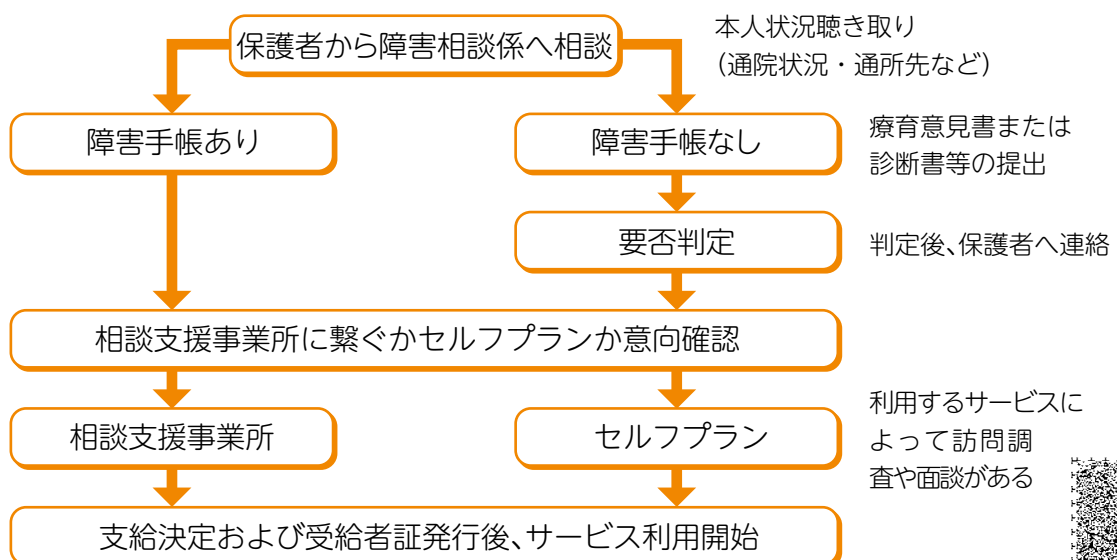
内 容

障害のある方が安心して暮らし続けることができるように、障害の種類や状況など勘案すべき事項を踏まえて個別的に支給決定を行います。サービスの利用には申請が必要です。申請後、障害支援区分認定調査を行い、認定された障害支援区分（必要とされる支援の度合いが低い「区分1」～高い「区分6」）に応じてヘルパーによる支援などのサービスが利用できます。詳しくは各相談窓口にお問い合わせください。利用できるサービスについては、8～11ページをご覧ください。

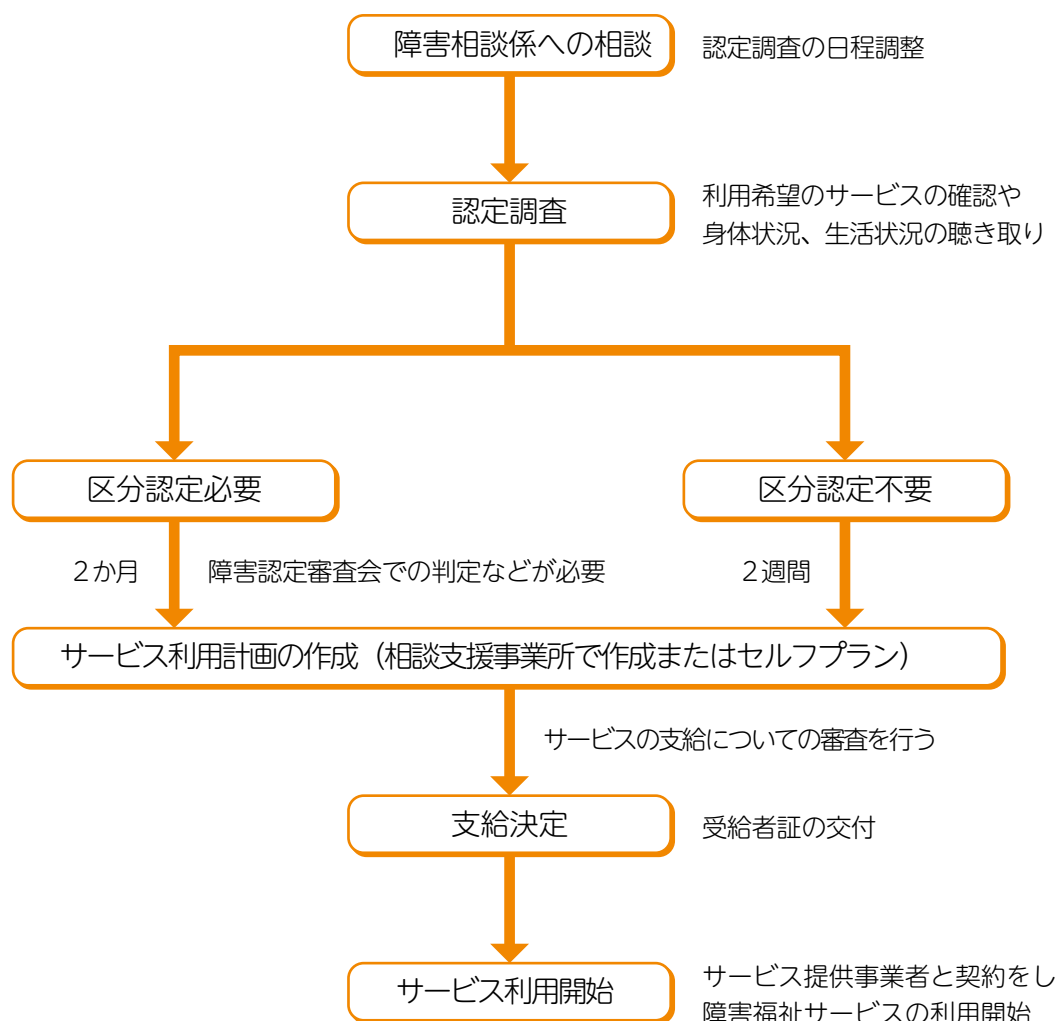
❗ 介護保険制度の対象となる65歳以上の方および特定疾病（16疾病）により介護が必要になった40歳～64歳の方については、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。障害福祉固有のサービスは利用できる場合もあります。

❗ 労働者災害補償保険法（労災）の対象となる方は労働者災害補償保険法サービスが優先になります。障害福祉固有のサービスは利用できる場合もあります。

申請から支給までの流れ（18歳未満の障害児）



申請から支給までの流れ（18歳以上の障害者）

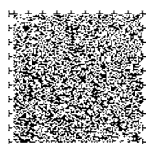


サービス等利用計画・障害児支援利用計画・モニタリング

「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」は、障害者（児）が置かれている環境、生活実態などを踏まえ、利用するサービス等をご本人などと一緒に考えながら、相談支援専門員が作成するものです。

サービスの利用開始後、サービス等利用計画・障害児支援利用計画が適切かどうか定期的にモニタリングを行い検証し、必要に応じて計画の変更などを行います。

- ❗ 利用者負担はありません。
- ❗ 区内の相談支援事業所は、区ホームページでご確認ください。
- ❗ 「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者」に依頼せずに、ご本人などがセルフプランを作成することも可能です。



利用者負担

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担(応能負担)となっています。
利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額(前年の所得に応じて1年ごとに改定)が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

世帯区分		対 象	負担上限額(月額)
生活保護		生活保護受給世帯の方	0円
低所得		住民税非課税世帯の方	0円
一般 1	18歳未満	住民税課税世帯の方 (区民税所得割28万円未満)	4,600円
	18歳以上	住民税課税世帯の方 (区民税所得割16万円未満)	9,300円
一般 2		住民税課税世帯で 上記「一般 1」に該当しない方	37,200円

❗ **20歳以上の入所施設・グループホーム利用者は、住民税課税世帯の場合「一般 2」として取扱い、月額負担上限額は37,200円となります。**

❗ **施設などを利用した場合の食費や光熱水費は、原則として実費負担になります。**

所得を判断する際の世帯の範囲は、以下のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18歳、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18歳、19歳を含む）	保護者の属する世帯員全員

高額障害福祉サービス等給付費の支給

同一世帯の方が同一の月に受けたサービスに係る負担額の合算額が、基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。

児童通所支援（障害児通所支援）に係る利用者負担額の多子軽減措置について

就学前の児童通所支援(障害児通所支援)を利用している児童、または幼稚園などに通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合、あるいは年収360万円未満(区民税所得割合計額が77,101円未満)の世帯で保護者と生計を同じくする兄姉(年齢問わず)がいる場合は、申請により2人目以降の未就学児の児童通所支援の利用者負担額が軽減されます。原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間、障害児通所支援などの利用者負担額が無償化されます。

東京都では令和5年10月より0～2歳の第2子以降の利用者負担額が無償化となりました。無償化を受けるには事前に都への申請手続が必要となります。

